

紙おむつ給付申請手続きについて

1 申請方法

紙おむつ給付申請書（注文書添付のこと。）は、給付を受けたい月の末日までに障害福祉課窓口へ提出してください。（※郵送申請でも可能です。）

申請されてから給付まで、通常10日～2週間程度かかりますので、余裕をもって申請してください。給付が決定しだい通知いたします。

※1 給付が必要になった場合は、その都度申請が必要になります。

なお、申請月をさかのぼっての申請及び給付はできません。

※2 初めて申請される方は、意見書が必要になる場合があります。意見書は必ず身体障害者法第15条第1項の規定による指定医師にて記入をお願いいたします。指定を受けた医師の確認は、医療機関または障害福祉課までお問い合わせください。

※3 給付の流れ・注文書の記入については、次ページを参照してください。

2 申請できる数量について

1回の申請により1ヶ月分～12ヶ月分（年度の4月～翌年3月まで）の申請ができます。

3 自己負担額について

給付限度額内であれば給付を受ける紙おむつ価格の1割に相当する額となります。ただし、生活保護法による非保護世帯及び市町村民税非課税世帯は無料、世帯に市町村民税所得割が46万円以上の者がいる場合は対象外となります。

※給付限度額を超えた部分については全額自己負担となります。

業者より、自己負担額の請求があったときは、直接業者にお支払いください。

補助対象となる紙おむつ

（テープ留めタイプ・パンツタイプ・シートタイプ・パッドタイプ）

※おしり拭きは補助対象になりません

給付限度月額 → 12,000円

※土浦市障害児（者）ストマ用装具等給付事業実施要項第4条 給付限度額より

4 その他

ご不明な点がございましたら下記問い合わせ・提出先までご連絡ください。

※問い合わせ・提出先

〒300-8686

土浦市大和町9番1号

土浦市役所 障害福祉課 障害福祉係

TEL029-826-1111（内線2454）

紙おむつ給付の流れ

① 紙おむつの申請書提出【申請者】

申請者は市役所へ「申請書」「注文書」を提出します。



② 販売店への見積もり依頼【市役所】

市役所より販売店へ「注文書」を送付（FAX）し、見積書作成の依頼をします。



③ 見積書の作成【販売店】

販売店は「注文書」をもとに、見積書を作成し市役所に送付します。



④ 給付の決定【市役所】

見積書をもとに、給付決定を行います。（申請から給付まで10日～2週間程かかります。）
決定後、申請者には「ストマ用装具等給付決定通知書」を送付します。
販売店には「ストマ用装具等給付券」を送付します。



⑤ 商品の納入[自己負担額の請求]【販売店】

販売店は、紙おむつを納入します。
申請者は、「ストマ用装具等給付券」の受領印の押印・受領年月日等の記入をします。自己負担額が発生した場合は、直接販売店に支払います。

注文書の記入について

注 文 書

申請する月（例）6～9月

※年度を越えての申請はできません。

紙おむつ （ ____～ ____月分）

平成 ____年 ____月 ____日

申請者氏名	電話番号		
新規・継続	申請者住所 土浦市		
No.	商品名	数量	備考
1	商品名はサイズ等、詳しく記入してください。		申請月数に必要な数をお書きください。 (例)6～9月分の申請であれば、3か月分の商品数を記入する。 ※数量が分からないときは、何枚必要という書き方でも構いません。
10			